

「まさか事故なんて起こらないだろう」「自分は大丈夫」

起きてからでは遅い、柔道事故。

近年、柔道事故の重度障害に対する損害賠償額(判決例)は高額になっています。

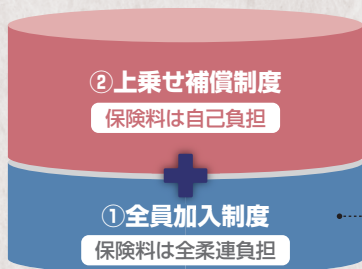
柔道指導中に事故が発生し、指導者が法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償額がきわめて高額になることがあります。安心して指導を行うためにも補償を準備しておくことが必要です。

1 柔道事故事例

事故発生状況	発生日	対象	被害状況	賠償金額
夏合宿での屋外練習中	1994年8月	高2(男)	熱中症(死亡)	2751万円 福島地裁判決(1997年1月)
合宿での練習中	2002年7月	高1(男)	急性硬膜下血腫 (後遺障害)	1億741万円 東京高裁判決(2009年12月)
柔道教室における練習中	2008年5月	小6(男) 無段	急性硬膜下血腫 (後遺障害)	2億8000万円 東京高裁和解(2011年9月)
県大会の試合前の練習中	2008年5月	高1(男) 無段	急性硬膜下血腫 (後遺障害)	1億8700万円 東京高裁判決(2013年7月)

全柔連では、有効な公認指導者資格をお持ちの方全員を対象に賠償責任保険に加入しています。ただし、全員加入している保険では支払限度額が500万円となっており、さらに補償内容を充実させたい指導者のために、上乗せ補償制度を設けています。

2 制度内容



保険	年間保険料★	支払限度額(身体障害)	免責金額
各指導者任意加入 (保険料:自己負担)	3,900円	1億円	500万円 ①全員加入制度により補償
	5,000円	2億円	
	6,000円	3億円	

★中途加入の場合も保険料は年間保険料と同額です。

500万円
(支払限度額)

保険期間

2024年4月1日午後4時～2025年4月1日午後4時まで

[全員加入制度については、指導者資格登録完了後から補償対象となります]

上乗せ補償への加入申込期間

毎月20日までのお申込みにて翌月1日より補償開始となります。

[例]7月1日補償開始をご希望の場合、2024年5月21日～2024年6月20日までの期間にお申込みください。

お問合わせ先

(代理店・扱者) 株式会社第一成和事務所 [メール] seiwa@d-seiwa.co.jp [電話] 03-3669-2831

加入申込方法

上乗せ補償制度への加入手続きは全日本柔道連盟 会員登録システム(Judo-Member)のマイページよりお申込みください。

手順については、右の二次元コードよりサポートマニュアルをご参照ください。

2024年度より、チーム責任者による代理手続きは行えません。

加入希望者のマイページからのお手続きが必要です。

本保険は自動継続ではございません。昨年度ご加入した方もお手続きが必要です。



※このご案内は保険の特徴を説明したものです。補償内容の詳細は全日本柔道連盟会員登録システム(Judo-Member)内のパンフレットをご覧ください。

2024年度版

全柔連公認指導者賠償責任保険制度

施設所有(管理)者
賠償責任保険

公認指導者の皆さまが他人から法律上の損害賠償請求を受け、治療費・慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなった場合の迅速な救済・補償を目的とした制度です。

教える側も教えられる側も

安心できる環境づくりのために制度へのご加入をご検討ください。

柔道を学び、もっと柔道を好きになる



公益財団法人 全日本柔道連盟

代理店・扱者 株式会社 第一成和事務所 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa 日本橋馬喰町ビル3階

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

B24-100033 承認年月:2024年4月